

この使用許諾契約書（以下「本契約」といいます。）は、お客様と株式会社筆まめ（以下「弊社」といいます。）との間で締結する、本製品の使用に関する契約です。お客様が本製品をインストール若しくはダウンロードした場合、又は本製品を使用した場合には、お客様が本契約の全ての規定を承諾したものとみなされます。本製品をインストール若しくはダウンロードし、又は本製品を使用する前に、本契約を必ずお読みください。

使用許諾契約書

（定義）

第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 本製品 弊社が販売する「筆まめ顧客管理 Windows版」をいい、本ソフトウェア（次号に定めます。）及びマニュアルその他関連資料の全部をいいます。
- (2) 本ソフトウェア 本製品のうち、コンピュータプログラム及びコンテンツ（次号に定めます。）をいい、弊社が権利者の許諾の下に提供する第三者の著作物も含まれます。
- (3) コンテンツ 本製品のうち、イラスト、写真、デザイン及びフォント等をいいます。
- (4) 記憶媒体 本ソフトウェアを記憶させたCD-ROM及びDVD-ROM等をいいます。
- (5) アクティベーション 本ソフトウェアに設定されている機能制限等の解除及び本ソフトウェアのバージョンアップ等を行うための手続きをいいます。
- (6) アクティベーションキー アクティベーションを行うための符号等をいいます。

（使用権の許諾）

第2条 弊社は、本契約記載の条件に従い、本製品に関し、日本国内における次に掲げる非独占的かつ譲渡不可能な権利をお客様に対して許諾します。

- (1) 本ソフトウェアを1台のコンピュータにインストールして使用する権利。ただし、お客様は本ソフトウェアのインストール前に弊社所定のユーザ登録を行うものとし、本製品の使用許諾期間は当該ユーザ登録の日から2年間とします。
- (2) お客様が2018年12月31日までに前号に定めるユーザ登録を行わなかった場合、前号に定める使用許諾期間にかかわらず、本製品のアップデート・最新バージョン製品の提供を含むサポートサービス（第7条に定めます。）を受けられないことがあることを、お客様は確認するものとします。
- (3) 第1号の規定にかかわらず、本製品の使用にアクティベーションが必要な場合において、お客様が本ソフトウェアのアクティベーションを行わなかった場合、弊社は次に掲げる使用制限を行うことができるものとします。
 - イ) 本製品の全部又は一部の機能を使用できなくすること
 - ロ) 操作画面等にアクティベーションの案内を表示すること
 - ハ) その他、弊社が別途定める制限方法を用いて使用の制限を行うこと

（禁止事項）

第3条 お客様は、本契約で許諾される場合を除き、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本製品を複製する行為。
- (2) 本製品の全部又は一部を第三者に譲渡、貸与又は使用許諾する行為。
- (3) 本製品のコンピュータプログラムの改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル及び逆アセンブルを行う行為。
- (4) 本製品をレンタルその他の賃貸業、宣伝、広告、販売その他の商業行為又は当該商業行為に類似する行為に使用する行為。

(5) 本ソフトウェアをネットワーク経由で利用させ、又は本ソフトウェアを第三者に送信可能な状態にする目的でネットワーク上に蓄積する行為。

- (6) 本ソフトウェアをネットワークサーバ上に蓄積し、本ソフトウェアの機能を利用した処理又はサービスをネットワーク経由で提供する行為。
- (7) 弊社がお客様に提供するユーザID、シリアルナンバーその他の識別情報を第三者に開示し又は提供する行為。
- (8) コンテンツ又はコンテンツを使用した作成物により対価を受ける行為。
- (9) 商標、意匠その他の権利が発生しうるものに対してコンテンツを使用する行為。
- (10) 本製品に表示されている著作権その他権利者の表示を削除し、又は変更する行為。
- (11) 本製品を日本国外に持ち出し、及び日本国外で使用する行為。
- (12) 公の秩序又は善良の風俗に反して使用する行為。

（権利の帰属）

第4条 本製品の著作権その他の知的財産権は、弊社又は弊社に対する許諾者に帰属するものとし、お客様には一切帰属しないものとします。

（保証）

第5条 弊社は、お客様がユーザ登録を完了した場合に限り、本製品について、次の各号に掲げる保証を行うものとします。お客様は、ユーザ登録を弊社が定めるユーザ登録規約に基づき行うものとします。

- (1) 本製品の記憶媒体やマニュアルに物理的な欠陥、乱丁又は落丁があった場合における良品との交換。ただし、本製品を買い受けた日から30日以内にお客様が弊社に通知した場合であって、かつ弊社が交換を必要であると認定したときに限ります。
- (2) 本ソフトウェアに重大な瑕疵があった場合における、弊社の選択による記憶媒体の交換、修補プログラムの提供若しくは解決方法の案内、又はお客様が弊社に対して本製品の購入を証する領収書若しくはその写しを交付した場合における代金の返金。ただし、本製品を購入した日から6か月以内にお客様が弊社に通知した場合であって、かつ弊社が何らかの対応が必要であると認定した場合に限るものとします。

（免責）

第6条 弊社は、本製品の使用に起因してお客様が被る損害に関して、いかなる責任も負わないものとします。

- 2 請求原因の如何を問わず、弊社が負う責任は、お客様が実際に支払った本製品の対価を上限とします。
- 3 本製品の機能又はサービス等のうち、別途使用規定等を定めて提供されるものについては、本契約のほか当該規定等に従うものとします。
- 4 弊社以外の第三者の製品又はサービス等で、本製品と連携している製品又はサービス等（以下「外部サービス」といいます。）の利用については、お客様と当該第三者との契約等に従うものとし、弊社は一切の責任を負わないものとします。
- 5 外部サービスは予告なく変更または停止することができるとします。

- 6 アクティベーションを行うための通信設備等の設置及び維持管理並びに通信費等一切の費用はお客様の負担とし、通信不良等によりアクティベーションができない又は弊社がアクティベーションが完了していることの確認を取れないこと等により本製品の全部又は一部が使用できない場合でも、弊社は一切の責任を負わないものとします。

(サポートサービス)

第7条 弊社は、お客様がユーザ登録を完了し、かつ第1条に定める使用許諾期間内に限り、次の各号に掲げるサービス（以下「サポートサービス」といいます。）を弊社が定める方法により提供するものとします。

- (1) 弊社の製品優待販売などの情報の提供。
 - (2) 記憶媒体を破損した場合における有償での再提供。
 - (3) 本製品の操作説明。但し、操作に関する問合せは、電子メールでの問い合わせに限りです。
 - (4) 本製品のアップデート・最新バージョン製品の提供。但し、弊社は、弊社が必要であると判断する範囲内で最新バージョンの製品を提供するものとします。
- 2 本条で定めるサポートサービスの対象は、本製品の最新バージョンに限るものとします。お客様が、前項第4号により弊社が提供する、本製品の最新バージョンへの更新等を行わない場合、弊社はサポートサービスの全部又は一部を提供しないことができるものとします。

(契約延長)

第8条 お客様は、弊社が別途定める方法にて契約延長手続きを行なうことにより、継続して本製品を使用することができるものとします。

(契約の解除と終了)

- 第9条 お客様が本契約に違反した場合、弊社は予告なく本契約を解除することができるものとします。本契約が解除された場合、お客様は直ちに本製品の使用を停止するものとします。
- 2 本契約が終了した場合、その理由の如何を問わず既に支払い済の本製品の利用料は返金しないものとします。但し、弊社の責めに帰すべき事由により本契約の契約期間中に本契約を解約する場合、残余の契約期間の利用料に相当する料金を返金するものとします。
 - 3 前条の定めにかかわらず、弊社は本製品の更新を終了し、本契約の契約延長を行わないことができるものとします。本契約の契約延長を行わないことに関し、弊社はいかなる責任も負わないものとします。
 - 4 前2項に定める本契約の解除、本製品の更新の終了及び契約延長の終了に関し、弊社は当該各号の規定以外の責任を負わないものとします。

(契約の追加及び変更)

第10条 本契約は、法規の変更、または弊社の事情によって弊社が変更することがあり、お客様はそれに同意するものとします。変更については、弊社のホームページに表示します。お客様が本契約変更後に本製品を使用した場合、お客様は変更された本契約に同意したものとみなされます。

(合意管轄)

第11条 本契約及び個別契約に関する訴訟については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(2018年2月28日現在)

東京都港区芝四丁目5番10号
株式会社筆まめ

